

陳 情 文 書 表

平 2 9 陳 情 第 1 号	平成 2 9 年 2 月 6 日 受 理
件 名	平成 2 9 年 度 从 事 者 特 別 徴 収 税 額 の 決 定 ・ 変 更 通 知 書 に 納 税 義 務 者 の 個 人 番 号 を 記 載 す る 件 に 関 す る 陳 情
陳 情 者	横 浜 市 神 奈 川 区 鶴 屋 町 2 - 2 3 - 2 T S プ ラ ザ ビ ル デ ィ ン グ 2 階 神 奈 川 県 保 険 医 協 会 理 事 長 森 壽 生
陳 情 の 要 旨	
<p>平成 2 8 年 1 月 より 運 用 が 開 始 さ れ て い る マ イ ナ ン バ ー 制 度 は、広 く 浸 透 し て い る と は 言 い 難 く、相 次 ぐ シ ス テ ム 障 害 な ど に よ り、実 施 状 況 は 国 の 想 定 と は 大 き く 異 な っ て お り、昨 年 末 の 個 人 番 号 カ ー ド 申 請 者 数 が 国 民 の 1 割 に も 満 た ない と い う 事 実 は、そ の こ と を 端 的 に 示 し て い ま す。</p> <p>開 業 保 険 医 は、中 小 企 業 の 事 業 者 (個 人 番 号 関 係 事 務 実 施 者) と 同 じ く、従 業 員 等 か ら の 個 人 番 号 収 集 は も と よ り、個 人 情 報 保 護 委 員 会 の 厳 格 な 取 扱 い ガ イ ド ラ イ ン を 遵 守 す る こ と も 経 費 や 実 務 の 負 担 な ど か ら 実 施 が 極 め て 難 し い 状 況 で す。ま た、事 業 者 に と っ て マ イ ナ ン バ ー 制 度 の 利 便 性 は 皆 無 で、過 度 な 負 担 や 責 任 を 強 要 さ れ て い る に 過 ぎ ず、「で き れ ば や り た く な い」と い う の が 本 音 で す。従 業 員 か ら は 個 人 情 報 の 漏 え い ・ 流 出 に 対 す る 懸 念 の 声 を 多 く 聞 き、そ れ を 理 由 に 個 人 番 号 の 提 供 を 拒 否 す る 者 も 多 く い ま す。そ れ が、事 業 者 や 住 民 の 実 態 ・ 実 感 で あ る と い う こ と を、ま ず は 理 解 す る 必 要 が あ り ま す。</p> <p>こ う し た 中、「地 方 税 法 施 行 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 (平 成 2 7 年 総 務 省 令 第 9 1 号)」に よ り、平 成 2 9 年 度 か ら 「給 与 所 得 等 に 係 る 市 町 村 民 税 ・ 道 府 県 民 税 特 別 徴 収 税 額 の 決 定 ・ 変 更 通 知 書 (特 別 徴 収 義 務 者 用)」(以 下 : 「同 通 知 書」) に 納 税 義 務 者 (従 業 員 等) の 個 人 番 号 を 記 載 す る 欄 が 設 け ら れ、各 自 治 体 が 一 斉 に 個 人 番 号 を 記 載 し た 同 通 知 書 を 発 送 す る 可 能 性 が あ る と の 報 道 を 目 に し た た め、当 会 が 昨 年 末 に 神 奈 川 県 内 の 全 3 3 市 町 村 に 照 会 し た と ころ、回 答 を 得 た 3 1 市 町 村 に よ る と、個 人 番 号 を 「記 載 す る」「記 載 す る 予 定」が 7 割 で、そ の う ち の 6 割 が 同 通 知 書 を 普 通 郵 便 で 発 送 す る と い う 驚 愕 の 事 実 が 明 ら か に な り ま し た。</p> <p>事 業 者 が 行 う 住 民 税 の 給 与 天 引 き に 個 人 番 号 は 一 切 必 要 な く、さ ら な る 負 担 と 責 任 を 押 し 付 け る ば か り か、個 人 番 号 の 漏 え い ・ 流 出 の 危 険 性 を 増 大 さ せ る こ と に つ な が り ま す。ま た、年 末 調 整 の 際 に 勤 務 先 へ 個 人 番 号 の</p>	

提供を拒否した従業員にとっては、本人の承諾を得ないまま勝手に勤務先に個人番号が知らされることとなります。これは、自治体であってもプライバシーの侵害に当たると考え、機密性の高い特定個人情報の保護意識の希薄さを疑い、地域住民の信頼を損なう行為です。

マイナンバー制度の運営については、国税庁が「各種提出書類に個人番号の記載がない場合でも書類を受理する」と、柔軟な姿勢を示しています。また、昨年の税制改正により、個人番号を記載する税務関係書類は限定され、付随的な税務書類への記載は不要となりました。医療保険の分野では、厚生労働省が医療保険者に対し、本人（被保険者）や事業者を介さず、住基ネットを用いて地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得する方法を推奨しています。これらは、人目に触れる機会を物理的に少なくし、個人番号の漏えい・流出対策として妥当な対応だと思います。こうした潮流の中、同通知書による自治体からの一方的な個人番号を記載した通知は、逆行した対応だと言わざるを得ません。

上記から、同通知書に個人番号を記載することは、事業者、従業員、自治体にとって何のメリットもなく、個人番号の漏えい・流出の危険性の増大とプライバシーの侵害、事業者や自治体の負担増となるだけです。

県外に目を向ければ、すでに個人番号を記載しないと決めている自治体もあり、東京都中野区では、①普通郵便での送付は漏えいのリスクがあること、②簡易書留での送付は約1,200万円の負担増になることなどから、個人番号を記載しない方針を明らかにしています。

秦野市においても、ただ法令・省令を硬直的に運用するのではなく、地域住民や事業者の安心・安全を最優先に考え、同通知書への納税義務者の個人番号を記載しないよう求めます。また、地方自治法第99条の規定に基づき、同通知書に個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回について、国へ意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 秦野市において、平成29年度から「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に、納税義務者の個人番号を記載しないこと。
- 2 上記通知書に、個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める意見書を国に提出すること。

